

平成26年度第3回教育研究評議会議事要旨

日時	平成26年6月20日（金）15時30分～17時05分
場所	大学本部2階大会議室
出席者	佛淵学長，瀨口理事，中島理事，岩本理事，宮崎理事，甲斐文化教育学部長，平地経済学部長，石橋工学系研究科長，渡邊農学部長，諸泉全学教育機構副機構長，早川総合分析実験センター長，都築評議員，畑山評議員，大島評議員
欠席者	藤本医学部長，富田附属図書館長，森田医学部附属病院長，大田評議員，萩原評議員
陪席者	増子評価室長

○ 前回議事要旨について

学長から，平成26年度第2回教育研究評議会議事要旨（案）を評議員に送付，確認したところ，加除・修正等の意見はなかったため，原案のとおり確定し，ホームページに掲載している旨，報告があった。

○ 審議事項

1. 平成25年度自己点検・評価書（案）及び平成25事業年度に係る業務の実績に関する報告書（案）について

岩本理事から，本学が独自に作成し，公表する「平成25年度自己点検・評価書（案）」及び平成26年6月30日までに国立大学法人評価委員会に提出する「平成25事業年度に係る業務の実績に関する報告書（案）」を作成したものであり，平成25年度自己点検・評価書（案）については，本学ホームページ公表するので，修正等あった場合は，学長に一任頂き変更する旨の発言があり，審議の結果了承された。

2. 年俸制に関する基本的な方針について

岩本理事から，現在，検討部会にて導入の検討を進めている年俸制について，本学における基本的な方針を定める旨説明があり，審議の結果了承された。

3. 国立大学法人佐賀大学情報戦略本部規則改正案について

中島理事から，本件について，教育，研究，診療及び業務の高度化を図ることを目的として，全ての常勤理事による本部体制とするため，構成員に渉外・医療担当理事を追加する旨の発言があり，審議の結果了承された。

4. 教育功績等表彰について

瀨口理事から，本学の教育に功績等のあった教員等を表彰するものであり，今回は1号表彰として1名，2号表彰として6名の教員を表彰対象候補者としており，審議いただきたいという旨の発言があり，審議の結果了承された。

5. 佐賀大学社会貢献推進委員会規則の一部改正について

研究協力課長から，本件について，社会貢献を更に推進するために，構成員に全学教育機構から選出された教員2名を追加すること及び，副委員長は，委員の互選から委員長が指名した者に変更する旨の説明があり，審議の結果了承された。

6. 佐賀大学動物実験安全管理規則及び同細則の改正について

研究協力課長から、国立大学法人動物実験施設協議会及び公私立大学実験動物施設協議会が実施している相互検証プログラムによる動物実験に関する外部評価結果に基づき、所要の改正を行う旨の説明があり、審議の結果了承された。

7. その他

特になし。

○ 報告事項

1. 佐賀大学における情報基盤の整備方針について

情報管理課長から、平成25年11月27日策定の国立大学法人佐賀大学情報戦略基本方針に基づき、情報基盤の整備に係る具体的方針及び情報システム調達に係る取扱のガイドラインを定めた旨報告があった。

2. 大学院におけるアドミッションポリシーの改訂について

入試課長から、昨年度の認証評価の試行によりご指摘頂いた大学院のアドミッションポリシーの実質化及び大学院入試の周知の明文化について改訂を行った旨の報告があった。

3. 平成26年度学長経費による研究シーズの応募・選定結果について

中島理事から、本件について、総合研究戦略会議における継続審査の保留となっていた1件について、継続可となったこと、また、新規に12件の応募があったなかで、採択されたものが6件であった旨の報告があった。

4. 佐賀大学とジャカルタ国立大学（インドネシア）との大学間学術交流協定の締結について

国際課長から、本件について、ジャカルタ国立大学（インドネシア）の概要、沿革、組織、協定締結の目的、交流実績等の説明があり、大学間学術交流協定の締結が行われた旨の報告があった。

5. 佐賀大学とブラウイジャヤ国立大学（インドネシア）との大学間学術交流協定の締結について

国際課長から、本件について、ブラウイジャヤ国立大学（インドネシア）の概要、沿革、組織、協定締結の目的、交流実績等の説明があり、大学間学術交流協定の締結が行われた旨の報告があった。

さらに、国際課長から、今後、大学間学術交流協定を締結する際は、大学の危機管理及びガバナンスの観点から、教育研究評議会及び役員会の審議を経て締結を行っていくよう変更する旨の発言があった。

6. 全学委員会審議状況報告

特になし。

7. その他

特になし。

○ 意見交換

- ・教育の質保証と質的向上について

学長から、今回の意見交換では、一教育の質保証と質的向上一をテーマとしてご意見をいただきたい旨の発言があった。

瀬口理事から、本学は教育の質保証と質的向上の取り組みを進めており、その取り組みの検証及び改善の機能強化を行ってきたところであるが、今回は、それを踏まえてご議論頂きたいとの発言があった。

滝澤教授から、以下について説明があった。

本学の教育構成は、「佐賀大学学士力」が定められており、「学位授与の方針」、「課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」3つの方針をもって各学部等が教育の目的を達成することとなっている。その結果を自己点検評価報告書として提出頂き、また、各学部での外部評価を受けることで、次への改善を図っていく。

大学教育の基盤は講義であり、単位認定を厳格に行うことが必要であるが、その前に、組織として「一貫した理念」、「体系性と順次性」及び「授業内容の確認・検証」といった教育課程の構成が必要である。

そのために、学士力と学位授与の方針との対応性や学位授与の方針と課程編成の一貫性の対応を確認し、また、シラバスの組織的な点検等を行い、カリキュラムマップ及び履修モデルを示した。

教育成果を総合的に判断する仕組みとして、ラーニング・ポートフォリオによる学士力項目別の学習成果（量と質）の確認ができるようになっているので、各学部においては、この項目を追加して頂きたい。

教育の自己点検評価においては、よい取り組みを行っても報告されないと評価されないため、データの入力やそれに基づく根拠資料の提出などをお願いしたい。

データの入力の煩雑さについては、順次改善を行い、効率の良いシステムにしていく予定である。

これからの大学教育として、学生の能動的な活動を取り入れた授業や学習法（アクティブ・ラーニング）、双方向の授業展開など教育方法の質的転換を図る必要がある。本学においても、大学全体として主体的な学びへの転換統合支援プロジェクトにおいて、「教育支援プロジェクト」、「学修支援プロジェクト」、「ICT教育支援プロジェクト」の取り組みを組織として支援を行っていき、全学的なアクティブ・ラーニング手法の導入・浸透を図る。

評議員から、アクティブ・ラーニングの範囲については、演習・実習を増やすことと理解してよいのか、あるいは、講義の中でもアクティブ・ラーニングを取り入れていくということなのかとの質問があり、滝澤教授から、講義の中でもアクティブ・ラーニングを取り入れていく必要があるとの発言があった。

瀬口理事から、アクティブ・ラーニングの手法を取り入れることで、学生が何を学んで、何ができるようになったかが必要であり、そのために取舍選択していくことが必要であるとの発言があった。

評議員から、受講する学生数が多くなると、アクティブ・ラーニングを行うのが難しくなるのではないかとの意見があり、評議員から、アクティブ・ラーニングの手法によっても違いがあるが、もっと教員の参加を募り、受講人数が多いプログラムによっては、複数のクラスに分けることも今後検討していく必要があるとの発言があった。

学長から、アクティブ・ラーニングの概念及びファカルティ・ディベロップメントについては、もっと理解を深めていく必要があると感じているとの発言があった。

なお、次回の意見交換は、「就職支援について（仮題）」として行うことが確認された。

○ その他（審議事項）

非公開

*人事課で記録（非公開）

以上